

有害鳥獣対策事業に係る補助制度の見直しと財源措置について

四 国 部 会 提 出

有害鳥獣による農作物被害や生活環境被害は、全国的に大きな問題となっており、農林水産省が発表した令和4年度のデータによれば、有害鳥獣による農作物被害額は、全国で年間156億円、また、香川県内の例を挙げると1億2,600万円となっている。

有害鳥獣による農作物被害については、作物の被害だけでなく、農業者の意欲の減退につながり、耕作放棄地や離農者が増加する要因にもなっている。

このことから、有害鳥獣被害防止対策の一つとして、自治体、地元及び有害鳥獣捕獲許可を受けた者（以下「捕獲者」という。）が協力し、捕獲用おり・わなを設置し捕獲することにより、被害の防止や減少に努めている。

しかしながら、捕獲者の高齢化や餌代・燃料代等の高騰による自己負担額の増大もあり、捕獲者の確保や育成が難しくなっていることに加え、県内の各自治体から捕獲者に対して支払われる捕獲奨励金については、各自治体で金額を定めており、隣接する市町でも金額に差異が生じていることから、この金額の差により、捕獲者の意欲の低下につながらないよう対策が必要である。

また、香川県内においては、捕獲奨励金は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「交付金」という。）と、県の香川県鳥獣捕獲等助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を活用し支払われているが、交付金・補助金ともに単価が定められており、統一した場合の増額分については、各自治体の負担となることから、財源の確保も必要となる。

さらに、国の交付金については、対象鳥獣（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ）の成獣のみが対象となっており、幼獣は対象外となっているが、成獣・幼獣ともに捕獲にかかる時間や費用、捕獲後の処理等も同じである。加えて、幼獣を捕獲することにより、将来的な頭数の増加を防ぎ、農作物被害の抑制につながると考えられる。

よって、国においては、今後も継続して有害鳥獣の捕獲に取り組める環境を維持し、捕獲活動をよりよいものに改善するため、交付金の単価と対象範囲を見直し、より一層、財源措置が充実されるよう強く要望する。